

とくていこじんじょうほうしゅとく どういしょ
特定個人情報取得の同意書れいわ ねん がつ にち
令和 年 月 日しじょうなわてしきょういくいいんかい
四條畷市教育委員会 あてかきもの しじょうなわてしきょういくいいんかい しじょうなわてしこじんばんごう りようおよ とくていこじんじょうほう ていきょう かん
下記の者は、四條畷市教育委員会が四條畷市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関するじょうれい もと しゅうがく えんじょ かん じわ こじんばんごう りよう ちほうぜいかんけいじょうほう しゅとく どうい
条例に基づき就学の援助に関する事務に個人番号を利用し、地方税関係情報を取得することに同意し
ます。

	フリガナ	せいねんがっぴ 生年月日	しんせいしょ 申請者との つづき 続柄	こじんばんごう 個人番号																
	しめい 氏名																			
1		昭和・平成・令和 年 月 日																		
2		昭和・平成・令和 年 月 日																		
3		昭和・平成・令和 年 月 日																		
4		昭和・平成・令和 年 月 日																		
5		昭和・平成・令和 年 月 日																		
6		昭和・平成・令和 年 月 日																		

どうい ひつようもの
同意が必要な者しんせいしょ せたいじょうきょう きにゆう せたいいん へいせい ねん がつ にちいぜん う ひと れいわ ねん がつ
申請書の世帯状況に記入した世帯員のうち平成20年1月1日以前に生まれた人で、令和6年1月にちげんざい しじょうなわてし じゅうみんとうろく もの れいわ ねん どういつ せいけい いとな せたいいん
1日現在で四條畷市に住民登録がなかった者（ただし、令和5年に同一の生計を営む世帯員のぜいほうじょう ふようしんぞく しんこく ひと どうい ひつよう
税法上の扶養親族として申告している人は同意の必要はありません)きさいようりょう
記載要領

- どうい もの みずか しよめい
1 同意する者が自ら署名を行うこと。
- だいにん どういしょ しよめい ぼあい ほんにん いにんじょう
2 代理人が同意書に署名する場合、本人からの委任状をとること。

うらめん よ
【裏面もお読みください】

じさんしょるい
持参書類

1. (就学援助費) 申請書受理票
2. 同意する者全員の個人番号確認書類 (下記のうちいずれか1点)
 - a. 個人番号 (マイナンバー) カード
 - b. 個人番号通知カード
 - c. 個人番号の記載された住民票の写し
3. 同意する者全員の身元確認書類 (個人番号 (マイナンバー) カードを呈示する者は不要)

< 1点でよい書類 >

◇運転免許証◇運転経歴証明書◇旅券◇身体障害者手帳◇精神障害者保健福祉手帳
◇療育手帳◇在留カード◇特別永住者証明書◇税理士証票◇写真付身分証明書等
(学生証、身分証明書、社員証、資格証明書) ◇戦傷病者手帳

< 2点以上必要な書類 >

◇健康保険証◇年金手帳◇児童扶養手当証書◇特別児童扶養手当証書◇写真なし身分
証明書等 (学生証、身分証明書、社員証、資格証明書)、◇国税等の領収証等 (国税、
地方税、社会保険料、公共料金の領収書、納税証明書) ※領収日又は発行日が6か月
以内のもの◇写真なし公的書類 (印鑑登録証明書、戸籍の附表、住民票の写し、母子健康
手帳) ※発給日から6か月以内のもの

ていしゅつほうほう
提出方法

しじょうなわてしきょういくいんかいがっこうきょういくか しじょうなわてしやくしよひがしべつかん かい まどぐち ちよくせつていしゅつ
四條畷市教育委員会学校教育課 (四條畷市役所東別館2階) の窓口 に直接提出すること

がっこう ていしゅつ ゆうそう ていしゅつ
※学校への提出、郵送での提出はできません